

令和2年4月28日

(令和2年5月26日 一部変更)

(令和2年6月1日 一部変更)

(令和3年1月1日 一部変更)

豊橋市

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等に伴う

工事等の対応について（お知らせ）

I 施工実績等の取扱いについて

1 工事について

(1) 施工実績の取扱い

入札参加資格及び総合評価落札方式の評価において、新型コロナウイルス感染症の影響により一時中止又は工期の延長（以下「一時中止等」といいます。）を行った工事のうち、当該一時中止等がなければ参加申込書及び技術資料を提出する前日までに完了する予定であった工事は、完了したものとして施工実績の対象とします。

2 工事に伴う委託業務について

(1) 履行実績の取扱い

入札参加資格の審査において、新型コロナウイルス感染症の影響により一時中止等を行った工事に伴う委託業務（以下「業務」といいます。）のうち、当該一時中止等がなければ参加申込書を提出する前日までに完了する予定であった業務は、完了したものとして履行実績の対象とします。

II 入札手続きについて

1 工事及び工事に伴う委託業務の入札手続き期間の延長について

入札参加者が、技術提案や積算等に通常時より時間を要することが想定される場合（主に、総合評価落札方式一般競争入札やプロポーザル方式により契約候補者を特定する場合）については、入札日又は技術提案書の提出期限を原則1週間程度後ろ倒しすることとします。ただし、工期等の事情により延長することが困難な場合については、通常通りの日程で行います。

2 入札に係る書類の提出について

公告において持参により提出することとしている事後審査資料について、持参が困難な場合には郵送（書留郵便が望ましい。）により提出することも可能とします。なお、誤記等を防止するため、事前にファックス又はメールで、発注者に事前確認を求めることをお勧めします。